○年○月○日

○○○（株）

特許権等の管理の責任を

有する者　名

日本産業規格制定・改正に関する特許権等の扱いに係る声明書

（日本産業標準調査会への付議以前）

　下記１．の日本産業規格の制定・改正案に関しては、当社が所有又は管理する特許権等（特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権等）が存在する。当社は、これら、下記１．の日本産業規格を使用する上で実施される特許権等の全てについて、下記２．の□中レ印を記した扱いとし、下記３．及び５．の措置を行うことを表明する。

記

1. 該当する日本産業規格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制定・改正の別 | 規格番号 | 規格名称 |
|  |  |  |

1. 特許権等の扱い

* （１）当社は、上記１．の日本産業規格の使用に当たって、関連する当社の特許権等に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ無償で通常実施権等を許諾等する。ただし、当該日本産業規格に関連する他の特許権等の権利者であって、（１）又は（２）の条件で自らの特許権等の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。

なお、当該日本産業規格に関連する他の特許権等の権利者が、（２）の条件（無償の場合を除く）で特許権等の通常実施権等を許諾等する場合、その者に対しては（２）の条件で通常実施権等を許諾等する。

* （２）当社は、上記１．の日本産業規格の使用に当たって、関連する当社の特許権等に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ合理的な条件で通常実施権等を許諾等する。ただし、当該日本産業規格に関連する他の特許権等の権利者であって、（１）又は（２）の条件で自らの特許権等の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。

３．声明書の変更

当社は、２．で選択した通常実施権等の許諾条件の変更については、実施許諾を受ける者にとって有利な許諾条件への変更（（２）を選択していた場合に（１）に変更する）の場合にのみ行い、変更を行う場合にはＪＩＳ担当課室に変更後の声明書を提出する。

４．該当する特許権等 （本項の記載は任意）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特許権等の種類 | 公開番号／特許番号 | 発明の名称 | 出願人／権利者 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

５．特許権等を移転する場合の取扱い

当社は、２．特許権等の扱いが、上記１．の日本産業規格を使用する上で実施される当社の特許権等を移転する場合において、将来的な全ての権利承継者を拘束するものであると解し、当社が当該特許権等を移転する場合には、以下の措置を行う。

（１）当社からの権利承継者が、当該特許権等に係る声明書に拘束されることを確実にするための規定を当該権利承継者との間の移転書類の中に含める。

（２）将来、当該特許権等の更なる移転が起きた場合にも、将来的な全ての権利承継者が声明書に拘束されることを確実にする観点から、当社からの権利承継者との移転書類においてそれを実現するための適切な規定を併せて含める。

（本件に関する連絡先）　○○○（株）○○○部○○○課　○○○○

住所：

電話：

Emailアドレス：

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。